

平成 24 年度
練馬区協働事業提案制度募集要項
〔平成 25 年度事業実施分〕

(案)

平成 24 年 月

練 馬 区

1 はじめに

練馬区では、平成 21 年 12 月に新たな区政運営の指針として、平成 30 年代初頭を目標年次とする「練馬区基本構想」を策定し、区のめざす 10 年後の姿を「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」としました。また、基本構想を実現するための区政経営の基本姿勢の一つに「区民と区との協働のまちづくり」を掲げ、区民やさまざまな団体、事業者と区が、それぞれの持ち味を十分発揮しながら、地域の多様な課題の解決に力を合わせて取り組み、より良い練馬のまちをともに築いていけるよう、協働の仕組みづくりを進めることとしています。

これを踏まえ、平成 22 年 3 月には、町会・自治会や N P O ・ボランティア団体等のさまざまな活動団体との協働事業を一層推進する仕組みづくりに向け、「練馬区区民との協働指針」を策定しました。

練馬区協働事業提案制度は、この協働指針に基づく施策の一つであり、多様化・複雑化する地域課題に対して、町会・自治会や N P O ・ボランティア団体などの自由な発想や地域性、専門性、柔軟性を活かした事業を募集し、提案団体と区が、それぞれの持つ資源（知識、経験、人材、情報、資金など）を持ち寄り、力を合わせて課題解決に取り組むことで、「区民の協働事業への信頼性と参加意欲の向上」「区職員の協働事業への意識の向上とスキルアップ」を図りながら、「区民と区との協働のまちづくり」を推進することを目的とするものです。

【協働の定義】

多様な活動主体と区、または活動主体同士が、それぞれの役割を明確にし、互いの特性を理解・尊重したうえで、地域課題の解決という共通の目的に向かって、連携・協力して活動していくこと。

【協働の原則】

対等の原則、 相互理解の原則、 自主性の尊重の原則、 情報公開の原則、 自立化の原則、 目的共有の原則

（「練馬区区民との協働指針」より抜粋）

2 募集事業

次のいずれかの事業提案を募集します。なお、応募できるのは原則として、1 団体につき 1 事業とします。

(1) 区が協働で実施を予定している事業への提案

区が平成 25 年度に団体と協働で進めたいと考えている事業

『災害時にも平時にも使える「アイデア満載サバイバルレシピ集」の作成』

事業内容の詳細、区が負担する経費の上限額等については 10P をご参照ください。

(2) 特定の分野に関する事業等への自由提案（案）

次のア～エの分野から団体が自由に公共的課題を設定し、その課題解決にあたり、団体と区とが協働で取り組むことで、効果的な課題解決が期待できる事業の提案。

（区が負担する経費の上限額は 1 事業あたり 50 万円です。）

- ア 子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉に関する事業
- イ 防災・防犯・防火・交通安全に関する事業
- ウ 節電、リサイクル、みどりを育む活動に関する事業
- エ 上記ア～ウ以外の分野で重要度・優先度が高い事業

(3) 平成 24 年度協働事業実施事業の継続提案

平成 23 年度練馬区協働事業提案制度（平成 24 年度実施事業分）により実施している事業で、継続して取り組む必要がある事業の提案。ただし、平成 23 年度および 24 年度に継続して実施している事業は除く。

（区が負担する経費の上限額は、50 万円になります。）

3 事業の実施期間

この制度で実施する協働事業の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに完了する事業です。複数年度にまたがる事業は提案できません。

なお、この制度で最大 1 年間継続実施することができます（継続の場合でも審査はあります）。

4 募集期間および提出先

平成 24 年 10 月 15 日（月）から 10 月 31 日（水）までに下記の場所に提出してください。

受付時間 平日 午前 9 時から午後 5 時まで

練馬区区民生活事業本部地域文化部

地域振興課地域コミュニティ支援係（練馬区役所本庁舎 9 階）

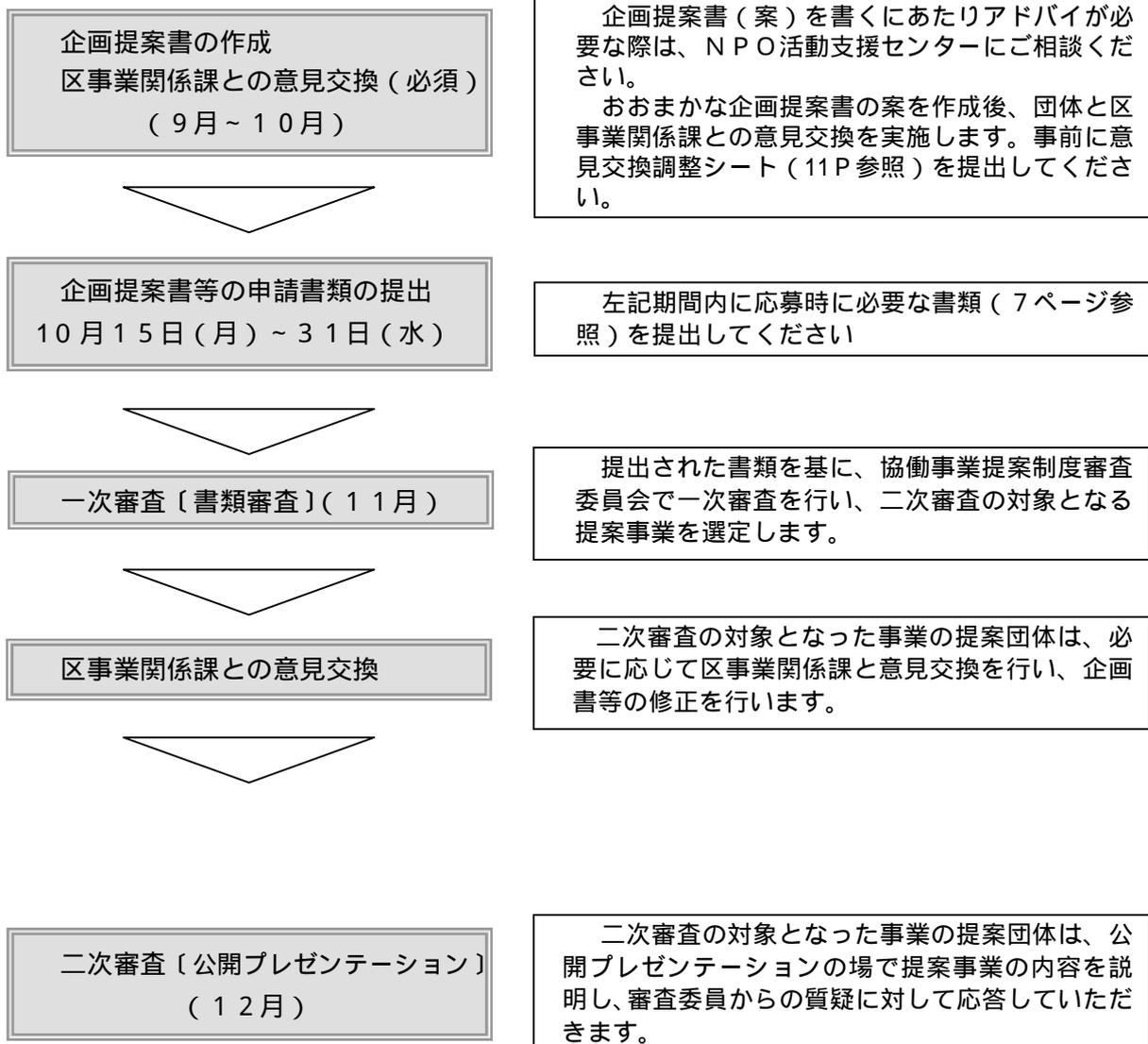
住所：練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号

電話：03 - 5984 - 1039（直通） FAX：03 - 3557 - 1351

電子メール：chiiki02@city.nerima.tokyo.jp

提出書類は直接ご提出ください。（提出にあたっては事前にご一報ください。）

5 事業の流れ





6 対象となる事業の要件

この制度で提案できる事業は、次に掲げるすべての要件を満たす事業です。

- (1) 募集内容 (1) ~ (3) のいずれかに該当する事業
- (2) 練馬区基本構想および長期計画等の実現に資する事業
- (3) 提案した団体が主体的に実施する事業
- (4) 公共性の高い事業で、具体的な効果または成果により、区民サービスの向上が見込まれる事業
- (5) 役割分担が明確かつ妥当で、協働での効果が見込まれる事業
- (6) 平成 26 年 3 月までに具体的な効果または成果が期待できる事業
- (7) 予算の見積もりなどが適正に積算できる事業

次の事項に該当する事業はこの制度の対象とはなりません。

- (1) 営利を目的とした事業 (事業実施に伴い参加費等の収入がある場合、その収入が事業に係る支出を上回る事業)
- (2) 事業の成果が特定の個人や団体だけに帰属する事業
- (3) 調査、研究、計画のみを目的とし、事業の実施が伴わない事業
- (4) 施設の建設や整備を目的とした事業
- (5) 政治または宗教活動を目的とした事業
- (6) 地域住民の親睦を目的とした交流事業
- (7) 国や地方公共団体 (練馬区を含む。) などから助成等を受けている事業、または受ける予定のある事業

7 提案できる団体

この制度で提案できる団体は、町会・自治会、特定非営利活動法人、ボランティア活動団体等の地域活動団体および社会貢献活動を行う事業者などで次の要件をすべて満たす団体です (複数団体の共同提案可)。

- (1) 練馬区内に事業所が有り、区内で事業を実施している団体であること
- (2) 5 名以上の会員で組織されていること
- (3) 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、構成員名簿を備えていること
- (4) 予算・決算が適正に行われていること
- (5) 原則 1 年以上の活動実績があり、協働事業の業務を遂行できる能力と実績を有していること
- (6) 団体の責任者および連絡責任者が特定できること
- (7) 事業報告 (公開事業報告会での報告を含む) および会計報告ができること
- (8) 宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと
- (9) 特定の公職 (公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 3 条に規定する公職をいう。) にある者、若しくはその候補者、または政党を推薦し、支持し、またはこれらの反対することを目的とした団体でないこと

- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと

8 事業経費

この制度で、練馬区が負担する経費の対象となるのは、事業実施に必要な経費のみ（下表のとおり）です。

区 分	内 容
人件費	事業の企画・準備・実施に係る人件費、法定福利費
諸謝金	外部講師、専門家への報償費
消耗品費	消耗品、事務用品など
印刷費	ポスター・チラシなどの印刷費
交通費	事業に関わるスタッフの交通費
保険料	ボランティア保険、行事保険、損害保険など
通信費	事業実施に必要な郵便など
賃借料	事業実施に伴う会場使用料、リース料
租税公課	事業実施に必要な印紙代
その他経費	その他事業を実施するために必要と認められる経費

次の経費は対象となりません。

- (1) 団体の構成員のみを対象とした講座、講演会に係る経費
- (2) 団体の構成員が講師となる講座、講演会などの講師謝礼
- (3) 団体運営に係る人件費
- (4) 備品（単価が2万円以上の物品）購入費
- (5) 事務所の賃借料（敷金・礼金等の経費含む）
- (6) 事務所の光熱水費
- (7) 団体の構成員を対象とした飲食費
- (8) その他事業実施に直接関わらない経費

留意事項

提案団体の自己資金、受益者から徴収する利用料などの負担金、役割分担に基づき練馬区に負担を求める経費を、協働事業収支予算書に記載してください。

練馬区が負担する経費については、各事業の上限額の範囲内で提案団体と事業関係課との協議の中で決定します。

事業終了後に、練馬区が負担した金額に残額が生じた場合には、精算をしていただくこととなります。

9 応募時の提出書類

- (1) 協働事業企画提案書 (第 1 号様式)
- (2) 協働事業企画書 (第 2 号様式)
- (3) 協働事業収支予算書 (第 3 号様式)
- (4) 団体概要書 (第 4 号様式)
- (5) 団体の定款・規則・会則等
- (6) 団体の構成員名簿(団体役員および事業に関わる者の氏名・住所を記載したもの)
- (7) 団体の現年度の事業計画書
- (8) 団体の前年度の事業報告書
- (9) 団体の活動がわかるもの(今まで実施した事業のチラシなど A 4 用紙で 5 枚以下)

第 1 号様式から第 4 号様式は、区ホームページの「暮らしのガイド」>「お知らせ」>「協働事業提案制度 提案事業の募集」のページからダウンロードできます。

留意事項

提出いただいた書類等については、返却いたしません。

提出いただいた書類等は、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。

10 審査・選定

提案された事業については、学識経験者、各種団体の代表、公募区民、区職員で構成

される協働事業提案制度審査委員会において、書類審査、公開プレゼンテーションによる審査を行い、協働事業に適した事業を選定し、その結果を区長へ報告します。

区長は、審査委員会からの報告を踏まえ、協働事業の候補事業を決定します。

なお、審査は非公開で行いますが、審査・選定結果については、その理由等も含めて提案団体に通知するとともに、区ホームページ等で公開します。

審査の基準

審査基準	審査の視点
事業の 目的・公共性	<ul style="list-style-type: none"> ・解決する課題、ニーズが明確であること ・公共性が高い事業であること ・重要度、優先度が高い課題に対する事業であること
取り組み手段の 特性・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を解決する手段に特色・特徴があること ・団体の特性や過去の実績が活かされ、課題を解決するための手段として適切であること
事業の 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画が適切であり、事業内容が明確であること（実施工程、実施規模、対象人数、実施場所など） ・事業実施に伴う人員体制が適切であること ・事業に必要な人材（専門性を有する者、経験者など）や機材が確保できること
効果・成果の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果・成果が明確かつ適切であること
協働の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体が単独で取り組むより、効果的に事業の実施がきたいできること ・役割分担が明確かつ適切であること（区に依存するような内容になっていないこと。区側の資源を有効に活用できる内容になっていること）
事業の発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の発展、広がり、波及効果などが期待できること
事業経費の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・収支予算書の記載内容や積算根拠が明確かつ妥当であること ・事業経費に見合う効果・成果が期待できること

11 事業化に向けた協議

二次審査を通過し、協働事業の候補となった事業の提案団体と区事業関係課は、事業化に向けての協議を行います。協議が整った段階で、協働の協定書等を取り交わします。

なお、事業の実施については、平成 25 年度の予算成立が条件となります。

協議・確認事項 例

事業実施に向けての実施可能な計画の策定と役割分担
収支予算書の見直し、会計のルールの確認
事故やトラブルへの対応等

留意事項

協議の結果、最終的に協議が整わなかった場合は、事業化を見送る場合もあります。
事業化へ向けての協議および実施過程において、事業の要件や提案団体の要件を満たしていないことが判明した場合には、事業を中止することとします。

12 情報の公開

制度運用の透明性を確保するため、個人情報に配慮しながら、提案団体名や提案された事業の概要については、区ホームページ等で公開していきます。

公開プレゼンテーションの対象となった提案事業については、協働事業企画書（第 2 号様式）および事業のスケジュールがわかるものを、当日の資料として来場者へ配布します。

提出された書類等は、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。

区が協働で実施を予定している事業

1	事業の区分	新規事業	既存事業の協働化
---	-------	------	----------

2	事業名	災害時にも平時にも使える「アイデア満載サバイバルレシピ集」の作成
3	現状と課題 および 事業の目的	<p>現状と課題</p> <p>首都直下地震などの大災害の発生時には、電気やガスなどのライフラインの停止や物流の寸断など、生活を送るうえで様々な制約が生じることが想定される。</p> <p>区では、災害時に備えて、避難拠点で飲料水や簡易な食料などを備蓄している。また、東日本大震災以降、各家庭でも備蓄への意識が高まっている。</p> <p>しかし、被害の状況によって、食料などを十分に確保ができない場合も想定される。そのため、各家庭において、日常からの備蓄品や冷蔵庫などに残っている食材などを活用して、健康管理に努めるなどの工夫を凝らして、できるだけ自分自身で困難な状況を乗り切るための取り組みが求められている。</p> <p>事業の目的</p> <p>災害時を想定した食材・調理器具により簡単に調理でき、かつ栄養面にも配慮した「サバイバルレシピ集」を作成し、区民に周知することで、災害時でも健康な区民生活が継続できるようにする。</p> <p>また、日頃の食事の中でも活用できるようにレシピを工夫し、平時から健康的な食生活を推進するとともに、災害に対する備えや意識の向上を図る。</p>
4	協働相手に 期待すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 使う側の立場に立った、区民の視点を活かしたレシピ集の作成 2 「災害対策」と「健康推進」の視点からのレシピ集の作成 3 平時からレシピ集を活用する仕掛け（平時から活用することで災害時にも役立つことが期待できる）
5	事業実施 予定期間	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 3 月 31 日 まで
6	事業費 (概算)	<p>100 万円（区が負担する経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レシピ集の印刷費（20,000 部） ・料理の写真撮影を行う際のカメラマン等の人件費 ・料理の写真撮影を兼ねた調理講習会に係わる食材料費
7	担当部署	震災対策担当課

協働事業提案制度 意見交換調整シート

協働事業提案制度において、企画提案書提出前に事業関係課と意見交換を実施します。このシートにおおまかな事業内容が分かる協企画書を添付して地域振興課へお送り

ください。提出いただいたシートをもとに、区事業関係課との意見交換の日時を調整し、ご連絡いたします。

(ふりがな) 団体名		
団体住所		
代表者	氏名	
	住所	
連絡先 区からの	氏名	
	住所	
	電話	(F A X)
	メール	
意見交換会で事業関係課に確認したい事項		
意見交換希望日時		<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換の時間は、平日午前9時～午後5時の間で1事業1時間の予定です。 ・意見交換の期間は平成24年10月30日までです。 ・意見交換会は、原則、練馬区役所本庁舎内で行います。 <p>第1希望 ___月___日 ___時から</p> <p>第2希望 ___月___日 ___時から</p> <p>第3希望 ___月___日 ___時から</p> <p>事業関係課と調整のうえ、意見交換日時を連絡します。</p>
参加予定人数		<p>会場の都合上3名以下でご参加ください。</p> <p>___名</p>

(第1号様式)(第4条関係)

協働事業企画提案書

練馬区長 宛

(提案団体)
団体名
代表者名
住所

印

練馬区協働事業提案事業について、下記のとおり提案します。

- 1 提案区分 区が協働で実施を予定している事業への提案
特定分野に関する事業への自由提案
(分野名：)
平成 24 年度協働事業実施事業の継続提案
- 2 企画書 別紙「第 2 号様式」のとおり
- 3 収支予算書 別紙「第 3 号様式」のとおり
- 4 団体概要 別紙「第 4 号様式」のとおり

(添付書類)

- 1 団体の定款・規約・会則等【任意様式】
- 2 団体の構成員名簿【任意様式】
- 3 団体の事業計画書(現年度分)【任意様式】
- 4 団体の事業報告書(過去 1 年分)【任意様式】
- 5 活動内容がわかるチラシ(A 4 5 枚以内)

(第 2 号様式)(第 4 条関係)

協 働 事 業 企 画 書

1	提案団体名	
---	-------	--

2	提案事業の名称	
3	事業の目的	<p>現状と課題、目指す状態を記載してください</p> <p>現状と課題を裏づけるデータやアンケート結果などがありましたら、それらを含めて記載してください</p> <p>継続提案の場合は、今年度の取り組みの状況を踏まえ、現状と課題、目指す状態を記載してください</p>
4	事業内容 実施体制	<p>事業内容等を具体的に記載してください</p> <p>団体の専門性や地域性、過去の実績などを活かした事業の場合は、その内容も踏まえて記載してください</p> <p>事業対象エリア、事業対象者、実施場所、日時、参加予定者など事業内容を具体的に記載してください</p> <p>事業実施に伴う作業内容・人員体制（責任者・スタッフ数・役割分担など）などを具体的に記載してください。また、他団体等との連携を予定している場合は、その旨も記載してください</p> <p>実施内容や実施体制を簡潔に示すため、図表（任意様式）などの使用していただいても結構です</p>
5	事業の 効果・成果	<p>事業の効果・成果を具体的に記載してください</p> <p>効果・成果をできるだけ数値化して表してください</p>
6	協働の必要性 役割分担	<p>協働の必要性、期待できる効果、利点、役割分担を具体的に記載してください</p> <p>単独で取り組む場合と比較して、どのような効果がきたいできるかを記載してください</p> <p>継続提案の場合は、協働を継続する必要性、期待できる効果、利点も含め、記載してください</p>
7	協働事業実施年度を含めた将来的な事業の展望	<p>協働事業実施期間中における事業の充実に関する取り組み予定がありましたら記載してください。</p> <p>協働事業実施期間終了後の事業の展望がありましたら記載してください。</p>

枠は必要に応じて広げて記入してください。字の大きさは 10～12 ポイントで、A4 用紙 3 枚以内を目安としてください。（両面印刷可）

（第 3 号様式）（第 4 条関係）

協働事業収支予算書

提案事業名	
-------	--

区 分		金 額	算出根拠（単価×数量等）
収 入	受益者からの利用料、団体の自己資金などがありましたら記載してください。		
	区負担金		
収入計			
支 出	募集要項の6Pを参照に区分を分けて記載してください。 複数の事業を実施する場合は、事業ごとに区分を分けて記載してください。		
	支出計		

印刷費やリース料などは、一般的に価格の把握ができないものについては、積算の根拠となる書類を提出していただく場合があります。

（第4号様式）（第4条関係）

団 体 概 要 書

(ふりがな) 団体名		
団体住所		
ホームページ		
代表者	氏名	
	住所	
	電話	(F A X)
	メール	
区からの 連絡先	氏名	
	住所	
	電話	(F A X)
	メール	
設立年月	団体設立 年 月	
団体の目的		
主な活動内容		
過去の活動実績		
団体の 構成員	役員、理事など	(人)
	専従有給職員	(人)
	常時活動しているボランティアスタッフ	(人)

練馬区NPO活動支援センター

練馬区NPO活動支援センターでは、複数の団体が各団体の活動拠点となる施設において、区内のNPO法人やボランティア団体の運営や活動を支援しています。

協働事業提案制度で提案に必要な提出書類の書き方や公開プレゼンテーションの方法などについて、アドバイスが必要な団体は、お気軽にご相談ください。

相談は、同センターの各運営団体に直接ご連絡ください。(相談時間：平日 9 時～17 時)

運営団体

NPO法人練馬区障害者福祉推進機構

住 所 練馬区豊玉北4 - 11 - 7 BS第2ビル

電 話 03-6904-1033 FAX 03-5946-4902

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会

ボランティア・地域福祉推進センター

住 所 練馬区豊玉北6 - 12 - 1 練馬区役所東庁舎4階

電 話 03-3994-0208 FAX 03-3994-1224

NPO法人練馬明るい社会づくりの会

住 所 練馬区桜台1 - 6 - 5

電 話 03-6914-8987

NPO法人インターネットビジネス研究所

住 所 練馬区早宮1 - 18 - 15

e-mail info@ib-r.com

平成 24 年度
練馬区協働事業提案制度募集要項（案）

平成 24 年（2012 年） 月
練馬区区民生活事業本部地域文化部
地域振興課地域コミュニティ支援係（本庁舎 9 階）
〒176-8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1
電 話 5 9 8 4 - 1 0 3 9（直通）
ファクシミリ 3 5 5 7 - 1 3 5 1
電子メール chiiki11@city.nerima.tokyo.jp
区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>